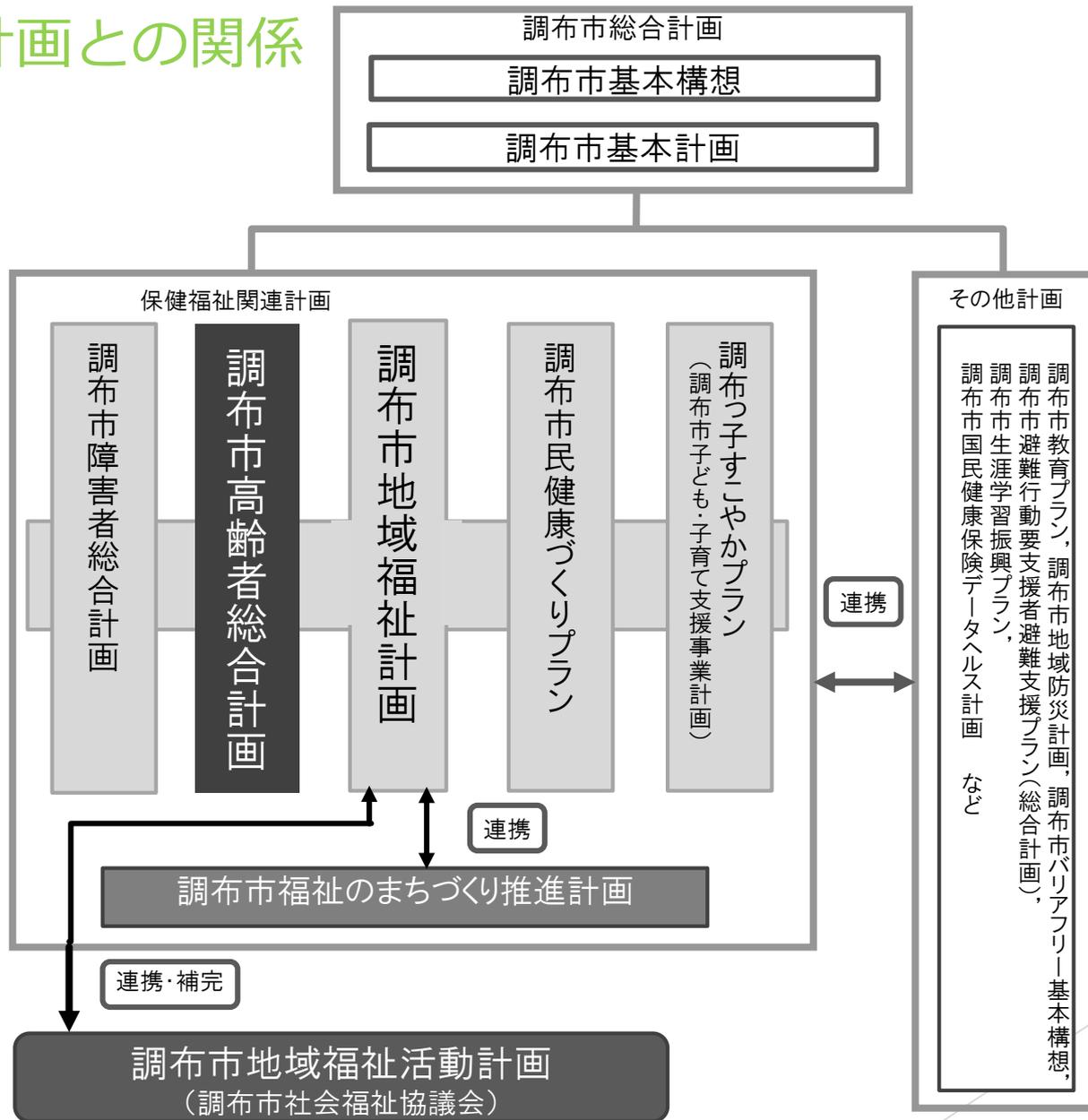


地域包括支援センターの 担当圏域の見直しに関する 現状報告

令和3年11月18日
高齢者福祉推進協議会

他計画との関係



これまでの圏域設定

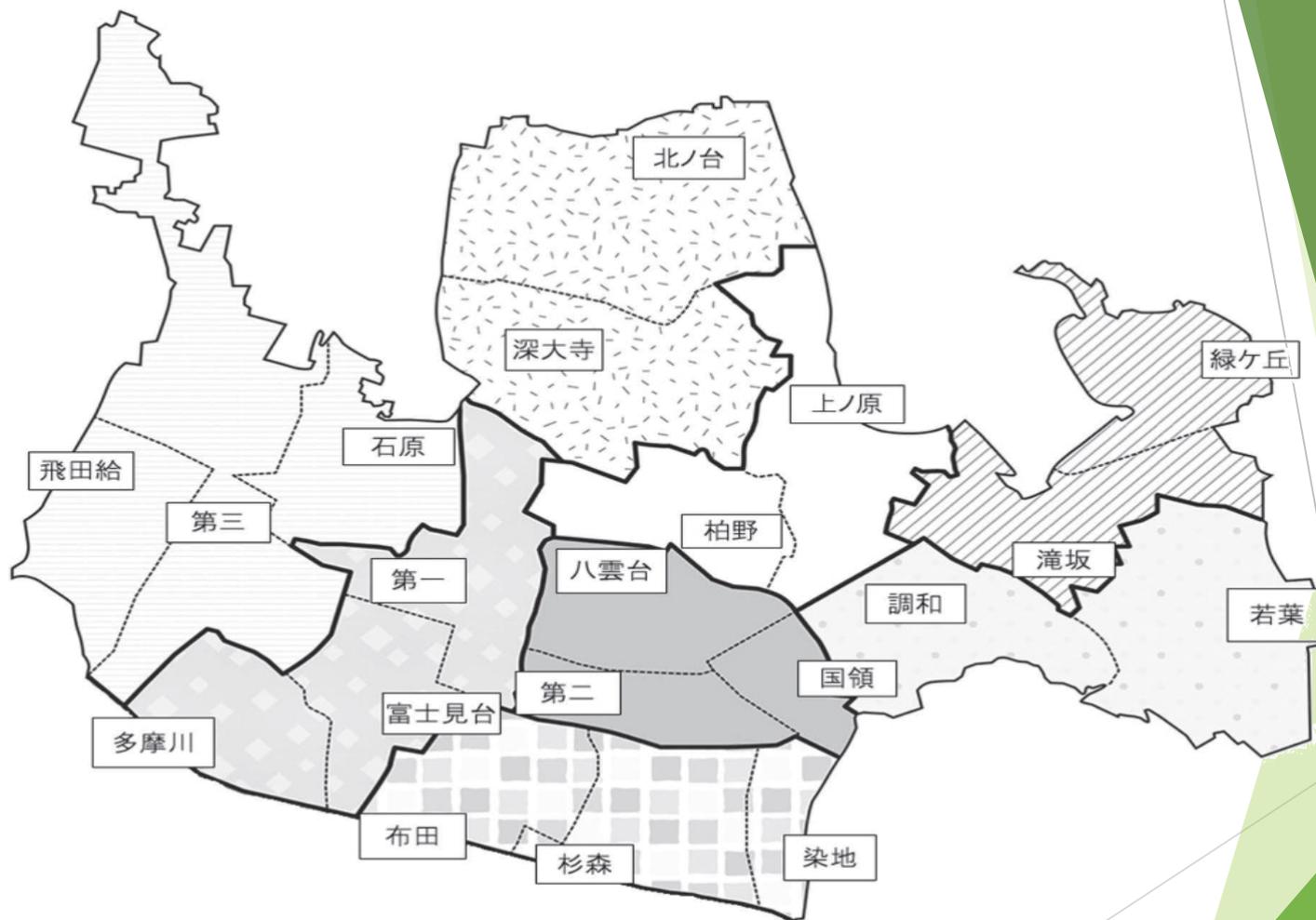
- ▶ 【福祉分野】
- ▶ 「生活福祉課CW担当地区」≠「障害福祉課CW担当地区」≠「保健師担当地区」≠「子ども家庭課CW担当地区」≠「高齢者支援室CW担当地区」＝「地域包括支援センター担当地区」≠「地域福祉圏域」≠「CSW担当地区」＝「第2層地域支え合い推進員担当地区」≠「民生児童委員担当地区」

【コミュニティ施策分野】

「小学校区」＝「地区協議会設置区域」＝「地域防災計画策定区域」

※主に小学校区を基盤として整備が進んでいる。

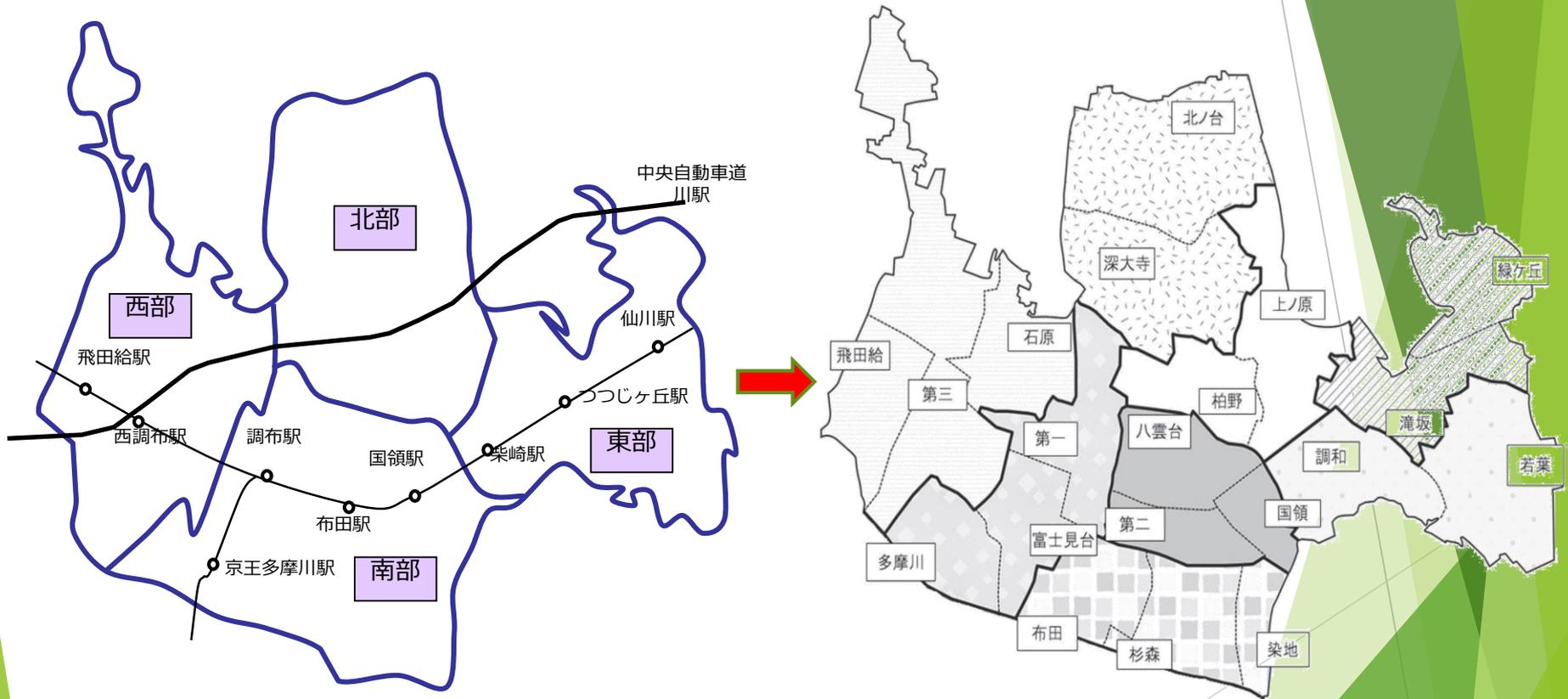
福祉圏域



- ①市のこれまでのコミュニティ施策との整合を図る
- ②今後の事業の継続性を保つ

第7期高齢者総合計画

日常生活圏域



再編した福祉圏域

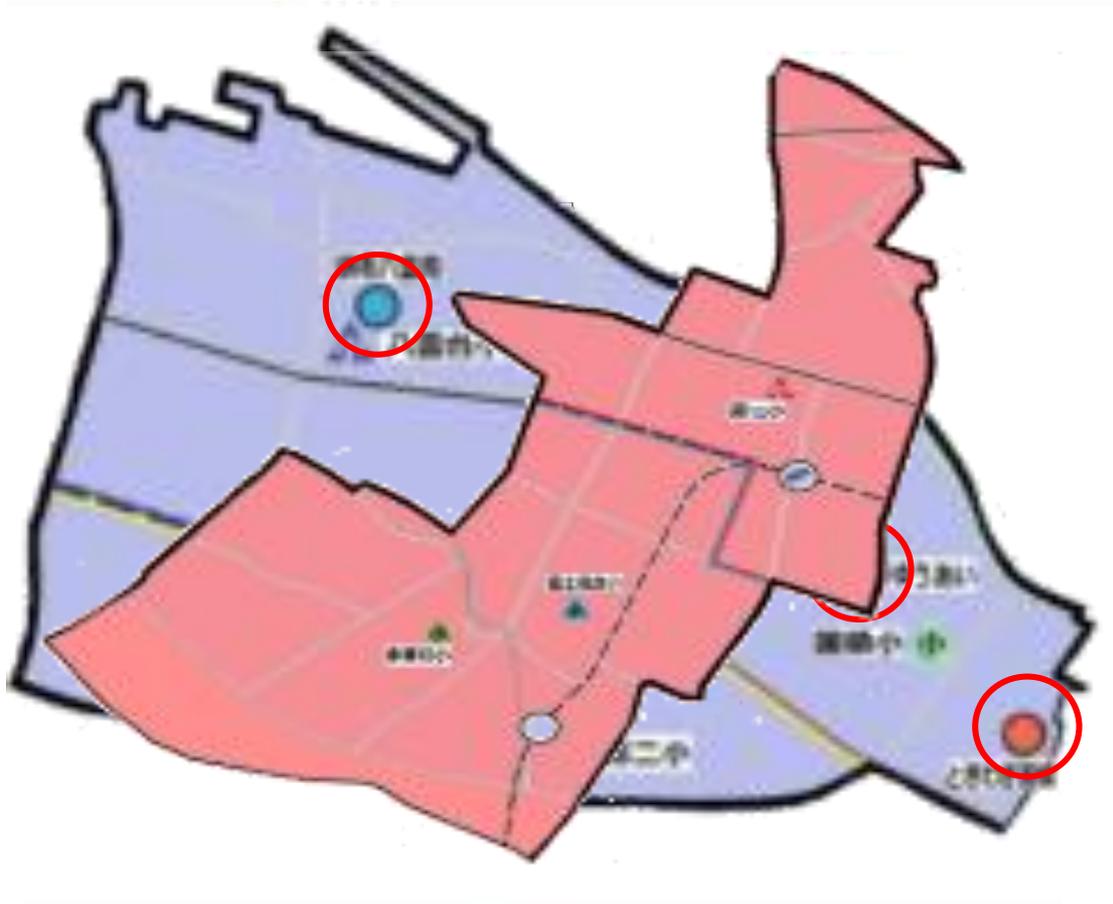
これまでの地域包括支援センターつつじヶ丘の担当
地区と重ねてみると・・・

3つの福祉圏域に関わる必要
が出てくる。

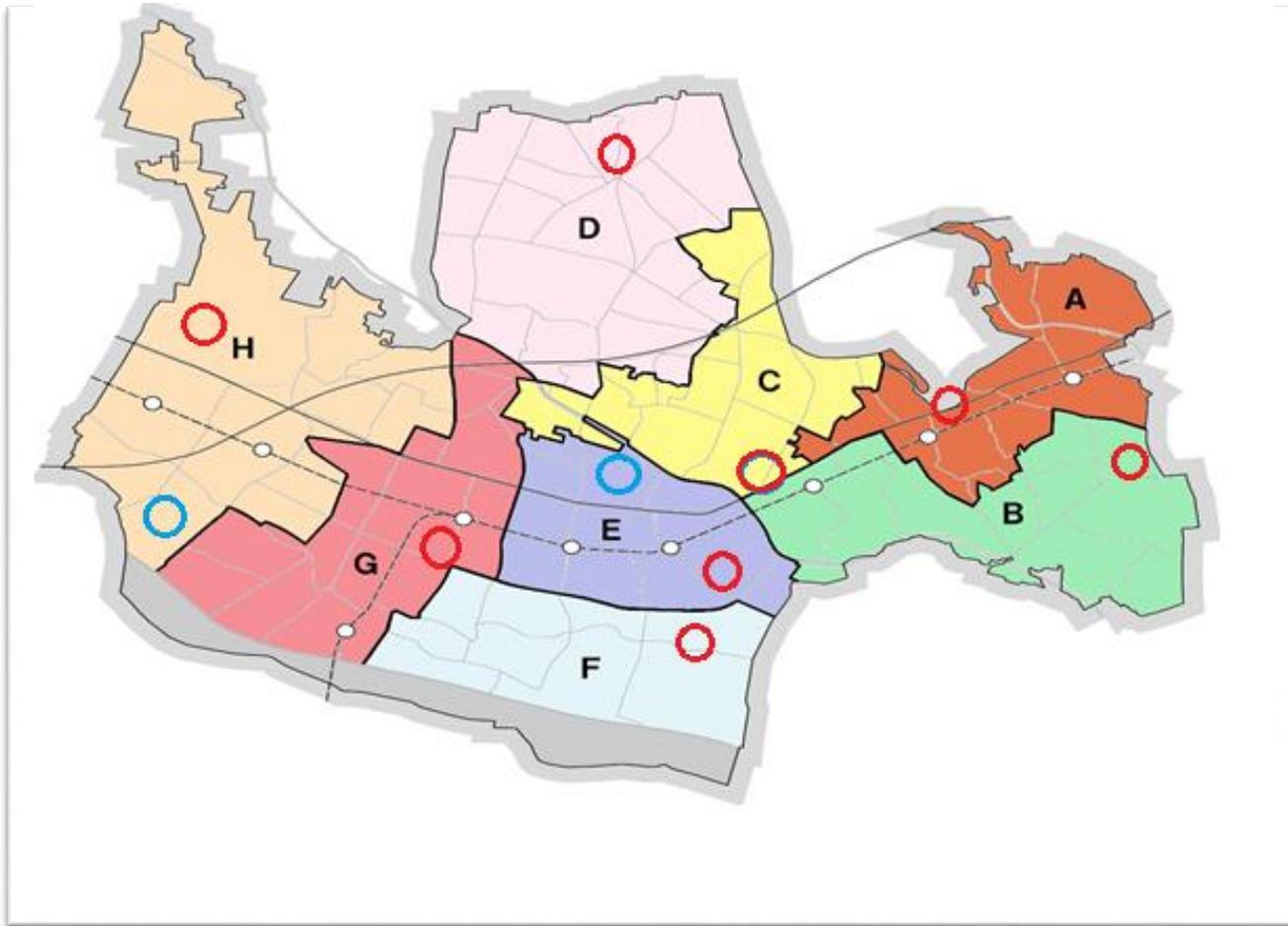
これでは、地域での顔の見える関係づくりができなくなってしまうため、地域包括支援センターの担当区域を福祉圏域に統合し、これらコミュニティの壁を解消しました。



新たな福祉圏域における地域包括支援センターの所在地



地域包括支援センターの担当区域



圏域変更により変わった点

- ①すべての福祉圏域に地域包括支援センターが一箇所以上設置されました。
- ②住み慣れた地域で小学生が成長して大人になっても、地域関係者や各種相談機関が決まっていることで、安心して、つながりをもって暮らし続けることができます。
- ③福祉関係の圏域の統一については、高齢者・障害者については今年度より統一が完了し、既に始動しています。社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターや支え合い推進員（生活支援コーディネーター）との連携も深まり、地域ごとの特性を生かしたネットワーク構築が進められています。